五　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（要請があった理由の別に応じて区分されたものであること。）

六　裁判所から送信防止措置を講ずるよう判決又は決定があった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

七　前号に掲げる件数のうち、送信防止措置を講じた件数及び講じなかった件数（申立てがあった理由の別に応じて区分されたものであること。）

八　役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別及び当該措置を講ずることとなった経緯の別に応じて区分されたものであること。）

九　人工知能関連技術を用いて送信防止措置を講じた件数（送信防止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十　人工知能関連技術を用いて役務提供停止措置を講じた件数（役務提供停止措置を講じた理由の別に応じて区分されたものであること。）

十一　送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十二　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置に対して不服申立てが行われた件数

十三　第十一号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて送信防止措置を撤回した件数

十四　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた送信防止措置を撤回した件数

十五　役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十六　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置に対して不服申立てが行われた件数

十七　第十五号に掲げる件数のうち、不服申立てを受けて役務提供停止措置を撤回した件数

十八　前号に掲げる件数のうち、人工知能関連技術を用いて講じられた役務提供停止措置を撤回した件数

十九　選任した専門員の専門性及び当該者に対する訓練の内容

二十　送信防止措置を講ずるかどうかを検討する者のうち日本語を理解する者の数及び当該者に対する訓練の内容

二十一　送信防止措置を講ずるための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明

二十二　法第二十六条第三項の規定に基づき、基準の変更によって送信防止措置の対象となることが明らかとなった情報の種類

二十三　法第二十六条第四項の資料を作成し、公表している場合には、その公表の方法（インターネットを利用した方法の場合にあっては、ウェブサイトのアドレスを含む。）

6　大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八条第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。

一　法第二十二条第一項の規定に基づき公表する申出を行うための方法

二　法第二十五条の規定に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況

三　法第二十五条第一項第二号の理由、同条第二項第三号に規定するやむを得ない理由及び法第二十七条本文前段の理由が個別的かつ具体的なものであるかの別